



NPO 法人として第 1 回総会を開催



報告と提案をする秋田事務局長

特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島・第1回総会を5月20日、広島弁護士会館にて開催しました。山田代表の開会挨拶につづいて秋田事務局長から、2011年度の事業報告・収支決算報告、2012年度の事業計画案・収支予算案の提案があり、いずれも満場一致承認されました。

事業計画として、「まちかど生活相談会」・憩いの場としての「ほっとサロン」運営などの救済活動、緊急一時宿泊所（シェルター）の運営（現在8室）など、これまで任意団体として活動したものを引き継ぎ、強化していく提案が承認されました。

なごやかに、にぎやかに「1日ほっとサロン」

総会につづいて、名古屋からお招きしたアマチュア音楽家・神野ヒデユキさんの歌を聞きながら、お菓子と飲み物を囲んで参加者に自己紹介していただいたりして楽しいひと時をすごしました。

歌は、反貧困をテーマにして神野ヒデユキさんが作詞・作曲した「歩いてきた道」、フランスのデモなどで歌われている「オーラッシャヤーン（あきらめないぞ）」に日本語の歌詞をつけた歌やみんながよく知っている歌もありました。



まちかど生活相談会を開催しました

6月12・13日、いつもの広島駅前地下広場で2日間で、面談166件、電話44件、合計210件でした。前回3月の相談会（328件）よりは減ったものの、相談会初日にテレビ取材・報道がなされたこともあり、1日平均100件の相談が寄せられました。

3月の相談会では、法テラスの資力（収入）基準を超える方からの遺産分割や民事についての相談も一定程度ありましたが、今回は生活困窮者からの生活保護、借金などの相談が多く、生活保護バッシング報道の影響をうかがわせるものでした。

9月11日（火）12日（水）に同じ会場で開催予定の「暮らしとところの相談会」（弁護士会主催）にも協力団体として参加します。

反貧困全国キャラバン2012

2008年の「反貧困全国キャラバン」につづいて2回目です。2台のキャラバンカーが北海道と沖縄をスタートして、全国47都道府県を巡回して貧困問題の解決を訴えながら、ゴールの東京を目指します。

広島には9月9日～11日に来ます。この間、県内をキャラバンカーが巡回します。9月9日（日）午後1時から平和公園内メモリアルホールで、日弁連元貧困問題対策本部長代行・木村達也弁護士（大阪弁護士会）を講師としてお招きし、反貧困を訴える集会を開いた後、午後3時に出発し、京口門公園まで市内をデモ行進する予定です。

会員か否かを問わず1人でも多くの方に参加及び参加よびかけをお願いします。

反貧困ネットワーク広島のあゆみ - これまでの活動です -

発足 2008年8月、広島弁護士会主催で人権大会プレシンポジウム「ワーキングプア-人間らしい生活を求めて-」を開催し、9月には「反貧困全国キャラバン2008」に参加。

この年の12月には、反貧困ネットワーク広島設立準備会主催で、年末の派遣切り労働者救済のため全国一斉行動に呼応して「明るいうクリスマスと正月を！年越し電話相談会～生活保護・労働・医療・多重債務・住まい何でも相談会」を開催。2009年2月に反貧困ネットワーク広島の設立総会を開きました。

その後 任意団体として相談活動、救済活動、講演会、要請行動などを展開してきましたが、今年、NPO法人となりました。以下、活動内容ごとに、ふりかえってみました。

★講演会★ ～毎年2月に総会・記念講演会を開催してきました

2009年2月7日（設立総会と設立記念講演会）

講演：赤石千衣子氏「母子家庭の現状と女性の貧困」NPO しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事・反貧困ネット副代表



赤石千衣子氏

2010年2月21日（定期総会と1周年記念講演会）

講演：湯澤直美氏「子どもの貧困」立教大学准教授・子どもの貧困白書編集委員会代表



湯浅誠氏

2011年2月13日（定期総会と2周年記念講演会）

講演：湯浅誠氏「反貧困ネットワーク活動の成果と課題」反貧困ネットワーク事務局長

2012年2月5日（定期総会と3周年記念講演会）

講演：宇都宮健児弁護士「反貧困活動の成果と課題」日弁連会長



宇都宮健児弁護士の講演

★NPO 法人化★

2011年9月3日 NPO法人化の前提となる「NPO法人反貧困ネットワーク広島設立総会」を開催。

2012年1月6日 NPO法人として設立登記

2012年5月20日 NPO法人反貧困ネットワーク広島第1回総会

★シェルター★ 救済活動の一環としてシェルターを開設・運営してきました

シェルターの室数の推移		シェルターの利用者（のべ人数）	
2009年5月1日	開設	2010年1月11日	45人
2009年8月1日	4室に増設	2011年2月28日	137人
2009年9月29日	5室に増設	2011年3月15日	160人
2011年3月15日	6室に増設	2011年9月21日	208人
2011年6月1日	8室に増設	2011年12月15日	241人
		2012年3月15日	280人

10代	7人
20代	35人
30代	57人
40代	59人
50代	51人
60代	35人
70代	15人
80代	4人
不明	17人
合計	280人
同伴家族含めると	311人
女性が	4分の1

★要請行動★

2008年12月24日 中国労働金庫へ、「多重債務者に対する就職安定資金融資実施について」要請

2009年4月13日 広島市役所給付金係へ、「路上生活者への定額給付金給付について」要請

2009年6月19日 広島労働局職業安定部へ、「期間工への雇用保険延長」要請

★主催で実施した生活相談会★

～ 会場がエールエール以外のもの一覧～

2008年12月24日

設立準備会主催「明るいクリスマスと正月を！年越し電話相談会～生活保護・労働・医療・多重債務・住まい何でも相談会」（広島弁護士会館）■東京の日比谷公園に、派遣テント村ができたとき、広島でも困窮者を救おうと相談会を実施したのがそもその始まりです■

2009年3月8日

反貧困ネットワーク広島・生活相談会（広島市社会福祉センターにて）

2009年3月27日

3月末派遣切り対策「何でも電話・面談相談会」（広島弁護士会館）

■当初はエールエール以外の場所で、電話相談を主としておこなっていましたが、その後は、広島県労働社福祉協議会（むすび、味噌汁の提供）、広島夜回りの会、広島つくしの会ほか、医師、歯科医師、医療ソーシャルワーカー、その他多くの方のご協力を得て、エールエール地下広場という公共の場に場所を移して実施してきました■

★主催で実施した生活相談会★

～エールエール地下広場のもの一覧～

開催年月日	相談件数
2009年 5月27日	46件
2009年 10月19、20日	102件
2010年 7月15、16日	43件
2010年 12月21、22日	100件
2011年 4月19、20日	113件
2011年 9月13、14日 (法テラス共催)	172件
2011年 12月13、14日 (法テラス共催)	222件
2012年 6月12、13日 (法テラス共催)	210件
合計	1008件



★協力団体として実施した生活相談会一覧★

2009年1月21日	広島弁護士会主催「生活保護・非正規雇用電話相談会」	35件
2009年3月8日	社会福祉会主催「春よ来い お食事会」に生活相談ブース設置	
2009年3月9日	広島弁護士会主催「非正規雇用・生活保護電話110番」	28件
2009年7月11日	広島県海田町「かいたセタまつり」会場に生活雇用相談ブース設置	
2009年7月27-29日	広島弁護士会、法テラス広島共催「まちかど生活・雇用法律相談会」	131件
2009年8月13日	広島弁護士会、法テラス共催「生活・雇用法律相談会」ハローワーク	51件
2009年11月10日	生活保護支援中国ネットワーク主催による中国5県での電話相談会	
2009年12月14-16日	日弁連・広島弁護士会共催「年末年越し相談会」	122件
2010年11月26日	広島県社会福祉士会主催「昼食相談会」に相談ブース設置（1回目）	
2010年11月29-30日	広島弁護士会、法テラス広島共催「まちかど生活・雇用法律相談会」	101件
2010年12月1日	日弁連・広島弁護士会主催「全国一斉 雇用と生活相談会」弁護士会館	27件
2011年1月29日	広島県社会福祉士会主催「昼食相談会」に「ほっとサロン」設置（2回目）	
2011年3月26日	広島県社会福祉士会主催「昼食相談会」に「ほっとサロン」設置（3回目）	
2011年6月24日	日弁連・広島弁護士会主催、全国震災ホットライン電話相談	
2011年7月5日	生活保護支援中国ネットワーク主催による中国5県での電話相談会	
2012年3月13-14日	日弁連・広島弁護士会主催「全国一斉 暮らしとこころの相談会」	328件
*エールエール地下広場を会場としたもの（下線部分）の合計件数		<u>682件</u>

★ほっとサロン

中区大手町に、2011年6月22日開設
毎週月・水・金午後開催 月に1回食事会

★機関紙を発行★

2011年7月5日に記念すべき第1号発行
1月、4月、7月、10月各初旬に年4回を予定



エールエール地下 相談ブース

生活保護バッシングに対する緊急声明

2012年6月8日

特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島 理事長 弁護士 山田延廣
広島労働弁護団 団長 弁護士 池上忍

1 人気タレントの母親が生活保護を不正受給していたとする週刊誌の記事を契機に、生活保護に対するバッシングが強まり報道も過熱している。

しかも、これらの報道を受け、小宮山厚生労働大臣は、5月25日、衆議院社会保障と税の一体改革特別委員会で、生活保護費の支給水準引き下げを検討する考えを表明したほか、生活保護の受給開始後、親族が扶養できると判明した場合は積極的に返還を求める意向も示した。

2 憲法25条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）を保障しているが、生活保護は、最後のセーフティネットという極めて重要な制度である。仮に、一部の不正受給者が存在したとしても、それは、生活保護費を引き下げる理由には全くなならない。また、生活保護水準は、最低賃金や地方税の非課税基準などと連動しており、生活保護費の引き下げは、単に、生活保護の問題にとどまらない重要な問題である。

しかも、この問題を追及した議員らは、自民党の「生活保護に関するプロジェクトチーム」のメンバーである。同チームは、もともと、生活保護費の10%引き下げを含む生活保護費抑制を唱えているが、不正受給の問題と、生活保護費の抑制とは無関係であり、自己の政策実現のために、これらが利用されることがあってはならない。

3 そもそも、生活保護費を抑制しようとするならば、所得の格差を是正し、安定的な雇用を実現すべきである。

日本のセーフティネットの仕組みは、まず、雇用があり、労働者がリストラなどで失業すれば、失業保険により救済され、それでも救済されない場合に、生活保護により保護されることになっている。生活保護受給者が増加しているのは、不安定な非正規労働者が激増したことがその一因である。つまり、非正規労働者は、社会保険に加入していないとか失業保険受給期間が短い等の理由で、最後のセーフティネットによる生活保護でしか救済されないという実態があるからである。

安定的な雇用が確保されれば、そもそも生活保護の必要はないのであるから、政府は、生活保護費の切り下げではなく、現在の労働実態を直視し、貧困を解消し、格差を是正する政策を速やかに実施すべきである。

4 民主党政権は、自民政権による施策が、貧困、格差の拡大をもたらしたと訴え、それが国民から支持され、政権を獲得したはずである。それにもかかわらず、更なる貧困、格差拡大をもたらす政策を実施しようとする政府に、強く抗議するとともに、冷静な判断をするよう求める。以上

執行先：

- ・片山さつき 参議院議員（自民党） ・小宮山 洋子 厚生労働大臣
 - ・野田佳彦 内閣総理大臣 ・民主党本部
 - ・自民党本部「生活保護に関するプロジェクトチーム」座長 世耕弘成参院国対委員長代理
- 以上のほか、広島地元新聞社・テレビ局・週刊誌各社にも声明文を送付しました。



会見する山田理事長と
平田かおり弁護士

（振込先口座） シェルター・ほっとサロン運営のため寄付支援をお願いします。

お米やインスタント食品など保存食も大歓迎です。

広島銀行 白島支店 普通 3235401 特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島

郵便振替 01390-1-98338 加入者名 特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島



NPO 法人 反貧困ネットワーク広島
事務局 広島市中区東白島 14-15
NTTクレド白島ビル 7階
広島総合法律会計事務所内
電話：082-227-8181 FAX：082-227-1200
相談専用電話 090-4890-1579（10時～17時）

